

箕面市立病院
指定管理者募集要項

令和5年（2023年）4月

箕 面 市

目次

1. 指定管理者制度導入の経緯.....	1
2. 現在の市立病院の概要.....	1
3. 指定管理の事業年度及び指定期間.....	2
4. 新病院の整備.....	3
5. 指定管理者が行う業務.....	3
6. 自主事業.....	9
7. 特定提案.....	10
8. 指定管理者として遵守すべき事項.....	10
9. 医療事故への対応.....	12
10. 指定管理業務のリスク分担.....	13
11. 収入・経費等.....	14
12. 職員の処遇.....	16
13. 応募資格.....	16
14. 応募手続き等.....	18
15. 候補者の選定.....	22
16. 仮契約の締結.....	24
17. 協定の締結及び指定管理者の指定.....	24
18. 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ.....	24
19. 箕面市立病院指定管理者評価委員会及び 市議会との協議の場（仮称）への協力.....	24
20. 指定の議決後に業務の実施が困難になった場合等における措置.....	25
21. 指定期間終了前の指定の取消し等.....	25
22. 指定期間終了後の引継ぎ.....	25
23. 協議.....	25
24. 問い合わせ先.....	26
参考資料.....	27

1. 指定管理者制度導入の経緯

箕面市（以下「市」という。）では、箕面市立病院（以下「市立病院」という。）の老朽化への対応のため、平成 29 年度に市立病院の移転建替えを決定した。その後、移転建替え後の市立病院（以下「新病院」という。）の病床機能や病床規模、運営手法、整備手法等について、「箕面市新市立病院整備審議会」で調査審議いただき、答申が出された。市は、同答申を踏まえるとともに、パブリックコメントを経て、令和 5 年 2 月に「箕面市新市立病院整備基本構想」を策定した。

基本構想においては、令和 9 年度中の新病院の開院をめざすとともに、新病院では、将来の医療需要や医療機能の充実のため、急性期 300～350 床と回復期リハビリテーション病床を確保すべきとしている。しかしながら、医療法上の規定により、市単独で新病院を整備する場合、現有の急性期 267 床から増床することができず、また特定病床である回復期リハビリテーション病床 50 床も新病院に移行することができない。そこで、新病院において必要な病床数を確保するため、再編統合により新病院を整備することとし、その実現のため、市立病院の運営手法として指定管理者制度を導入することとした。

については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和 56 年箕面市条例第 24 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、市立病院の指定管理者を募集する。

2. 現在の市立病院の概要

（1）概要

- | | |
|----------|--|
| ①名称 | 箕面市立病院 |
| ②所在地 | 箕面市萱野 5 丁目 7 番 1 号 |
| ③診療科 | 内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病・内分泌代謝内科、神経内科、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・甲状腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科（休日のみ） |
| ④病床数 | 一般病床 317 床
(うち回復期リハビリテーション病床 50 床※)
※医療法第 30 条の 4 第 11 項に基づく「特定病床」 |
| ⑤主な施設認定等 | 地域医療支援病院、大阪府がん診療拠点病院、大阪府二次救急告示医療機関、日本医療機能評価機構認定病院、厚生労働省臨床研修病院、卒後臨床研修評価機構認定病院、母体保護法指定医師研修機関 |
| ⑥その他 | 訪問リハビリテーション事業所（介護保険法）併設 |

(2) 建物・敷地

①建物及び構造

- ・病院本館

延床面積 20,782 m² (地上5階 地下1階 塔屋2階)

- ・リハビリテーションセンター棟

延床面積 13,330 m² (地上4階 地下1階 塔屋1階)

- ・医師住宅

延床面積 473 m² (6戸)

②敷地面積 29,281 m²

(3) 診療日・診療時間等

①診療日 月曜日から金曜日まで

②診療時間 午前9時から午後5時まで

③受付時間 午前8時30分から午前11時まで

④休診日 ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

3. 指定管理の事業年度及び指定期間

(1) 指定管理の事業年度

指定管理の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 指定期間

指定管理者からの提案に基づき協定により定める指定管理開始日[※]から、新病院（指定開始日以後、最初に新築される施設を指す）における業務開始日の前日が属する年度の末日までの期間に20年を加えた期間とする。

※指定管理者が提案できる指定管理開始日は、令和7年4月1日、令和8年4月1日、令和9年4月1日のいずれかに限る。

4. 新病院の整備

市では、令和9年度中の移転開院をめざし、新病院の整備を進めている。指定管理者は、「箕面市新市立病院整備基本構想」を十分踏まえ、今後の基本計画の策定、設計、工事等、新病院の整備に関して全面的に協力すること。

なお、新病院に必要となる用地造成は、市の責任において行う。

(参考)「箕面市新市立病院整備基本構想」より抜粋

【新病院がめざす姿】

- ・ 箕面市民の命と健康の砦となる公立病院
- ・ 広域性・公益性を持ち地域医療の核となる病院
- ・ 患者と医療従事者にとって魅力ある病院

【基本的な方向性】

- ・ 高度かつ質の高い医療の提供可能な病院
- ・ 断らない救急を実践する病院
- ・ 広域災害時に「箕面市災害医療センター」として注力する病院
- ・ 新興感染症の国内発生当初からしっかりと対応する病院

5. 指定管理者が行う業務

(1) 市立病院における診療等に関すること

① 業務内容等

市立病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務）

ア 基本的な医療機能

○ 急性期を中心とした医療の提供

※継続して地域医療支援病院、大阪府がん診療拠点病院となることを基本とする。

○ 次に掲げる政策的医療の提供

- ・ 救急医療（二次救急）
- ・ 小児医療
- ・ 災害医療
- ・ 新興感染症拡大時の医療

○ 回復期リハビリテーション医療の提供

※なお、新病院における回復期リハビリテーション医療の提供については、大阪府豊能保健医療協議会における地域の合意その他所定の手続きを経て病床が確保できた場合に限る。

○ その他市民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた医療の提供

イ 診療日・診療時間等

現在の市立病院の診療日・診療時間等（2.（3）参照）を基本とする。
ただし、市民の利便性向上に資する範囲において、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て変更することができる。

ウ 診療科

医師や必要な設備の確保に最大限努めたにも関わらず、実施条件が整わなかった場合を除き、次の診療科構成を基本とする。

内科（総合）、消化器内科、循環器内科、血液内科、糖尿病・内分泌代謝内科、神経内科、呼吸器・免疫内科、腎臓内科（入院・外来診療は必須とせず、他科からの相談・診療依頼ができる体制を基本とする）、精神科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・甲状腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科（分娩の取扱いは必須としない）、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、放射線治療科、病理診断科、救急科、麻酔科

なお、次のことについて、指定管理者から実施の提案がある場合は、実施の可否について市と協議の上、決定する。

- ・ 腎臓内科の入院及び外来診療
- ・ 分娩の取扱い（実施する場合は、助産施設の指定を受けることを前提とする。）
- ・ 上記診療科の再編や、上記以外の新たな診療科の設置

エ 患者の引継ぎ

在院している入院患者及び指定管理開始日の前日までに継続して通院している外来患者を、原則として引き継ぐこと。特別の事情があつて引き継ぐことが困難な場合は、対応できる医療機関に確実に引き継ぐこと。

オ 外来診療

- 地域医療支援病院として、地域の医療機関と適切な役割分担を行うこと。
- 各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- 必要に応じて、市民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。

カ 入院診療

- 原則として、現状の看護配置を維持すること。

キ 看護

- 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- 看護基準・手順を定め、適切に運営すること。
- 職員に対して体系的な継続教育を行うこと。
- 夜間勤務における勤務時間は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号）に準じること。

ク 検査・中央診療

- 診療に必要な検査、手術、処置・治療、調剤・投薬、食事提供、相談支援等について、適切に運営すること。

ケ 事務管理

- 病院運営・管理に必要な総務、医療事務、施設維持管理、用度・購買、人事労務管理、経営管理・企画、財務経理等について、適切に運営すること。

コ 医師、看護師等の人材育成

- 臨床研修指定病院（基幹型又は協力型）として人材育成を行うこと。また、学生実習についても積極的に受け入れる体制を整備すること。
- 地域医療支援病院として、地域の医療従事者を対象とした研修会、カンファレンス等を開催し、地域医療の質の向上、医療従事者の育成に努めること。

サ 地域医療機関等との連携・支援機能

- 患者の入退院支援について、適切に運営すること。
- 箕面市医師会・歯科医師会・薬剤師会や、地域医療機関との適切な連携と関係構築に努めること。
- 介護・福祉サービス提供事業所と適切かつ積極的な連携を図ること。また、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、児童福祉施設等の求めに応じ、原則として協力病院となること。特に、現在協力病院となっている場合については継続を前提とする。
- 緊急的に施設入所を必要とする者に対する健康診断等について、市からの求めに応じて可能な限り協力すること。
- 患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療の質を向上させる取組みを推進すること。

シ その他

- 現在の病院施設内で市が休日診療（内科・歯科）を実施するに当たり、市と協議の上、必要な協力・連携を行うこと。
- 一般財団法人箕面市医療保健センターと協力・連携を行うこと。また、同センターが実施する健診業務のうち一部検査業務について、市又は同センターから受託依頼があった場合は、これに応じること。なお、受託金額については診療報酬と同程度の金額を想定しているが、受託に係る諸条件の詳細については協議するものとする。
- 現在の市立病院における駐車場の運営、新病院における駐車場の整備・運営は市が行う。指定管理者は、駐車料金の減免処理等、必要な協力を行うこと。

② 留意事項等

ア 第三者評価の受審

日本医療機能評価機構等による第三者評価を受審し、医療の質の向上に努めること。

イ 医療における安全管理

医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。また、「医療施設における院内感染の防止について」（平成17年2月1日医政指発第0201004号厚生労働省医政局指導課長通知）に基づき感染防止策を徹底すること。

ウ 医療倫理に基づく医療の提供

患者や患者家族に対し十分な説明を行い、同意のもとに医療を提供し、患者の権利を遵守する患者中心の医療を提供すること。また、患者の求めに応じて診療録の開示を適切に行うとともに、倫理委員会を設置し、適切な医療提供に関する管理体制を整えること。

エ 適切な広報・広聴

病院ホームページの開設、広報紙の発行等により、医療サービスの提供状況や経営状況等について適切な内容・方法により広報し、病院運営の透明性確保に努めること。また、意見箱の常設や、年1回以上の利用者へのアンケートの実施等により、幅広く患者等の意見を聴き、運営に反映すること。

オ 医療データベースの構築と情報提供

市立病院の電子カルテシステムにより蓄積された医療情報を引継ぎ利活用するとともに、地域医療ネットワークシステム（インターネットを活用して、地域の医療機関が市立病院に保存されている診療情報を参照するシステムのこと。）の運用を継続すること。

カ 災害時等の対応

「箕面市地域防災計画」、「箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の市の計画に基づき、市災害医療センター等としての役割を果たすこと。また、「箕面市地震時業務継続計画」や「箕面市新型インフルエンザウイルス等の感染拡大時における業務継続計画」に準拠し、災害発生時や新型インフルエンザウイルス等感染拡大時に備え、業務継続計画（BCP）を策定すること。

キ 委託・賃貸借契約等の取扱い

市立病院が現在契約している委託・賃貸借契約等のうち、指定管理者が業務を開始する際に契約期間が残っているものは、指定管理者の責任により、契約の継続是非を検討すること。ただし、次に掲げる契約はその限りではなく、それぞれ契約期間満了まで又は新病院開院までの間、契約を継続すること。

【契約期間満了まで継続すべきもの】

- ・CT 装置メンテナンスリース契約（参考資料 6 参照）

【新病院開院までの間継続すべきもの】

- ・院内保育所運営業務委託契約（参考資料 9 参照）
- ・看護師宿舍賃貸借契約（参考資料 9 参照）

ク 再委託について

指定管理者は、「**5. 指定管理者が行う業務**」の実施に当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を指定管理者以外の者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合に生じた費用の負担、第三者への損害賠償に対しては、指定管理者が責任を負うものとする。

なお、業務の全部を指定管理者以外の者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 市立病院の施設、附属設備等の維持管理に関すること

ア 維持管理

市立病院の土地・建物、附属設備、備品等について、適切に維持管理を行うこと。必要な経費は全額、指定管理者の負担とする。

イ 施設等の改良工事等

施設等の改良工事（施設等の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）及び改修工事（施設等の機能維持のために必要な工事等をいう。）若しくは更新等は、市と協議の上、行うこととする。その際、1件につき1,000万円（税込）以上の場合は市が発注し、指定管理者は、**11.**（3）④に基づき指定管理者負担金を市に支払う。1,000万円（税込）未満のものは指定管理者が発注し、指定管理者がその経費の全額を負担する。

ウ 施設等の保守・修繕等

1件につき1,000万円（税込）以上の施設等の保守・修繕等は、市と協議の上、行うこととし、市が発注する。指定管理者は、**11.**（3）④に基づき指定管理者負担金を市に支払う。

1,000万円（税込）未満のものは指定管理者が発注し、指定管理者がその経費の全額を負担する。

※イ、ウのいずれに該当するか疑義があるときは、市と協議の上、決定するものとする。

エ 備品の修繕・更新等

備品の修繕、更新及び新規購入は、1件につき1,000万円（税込）以上の場合は、市と協議の上、行うこととし、市が発注する。指定管理者は、**11.**（3）④に基づき指定管理者負担金を市に支払う。ただし、緊急その他の必要性がある場合は、市と協議の上、指定管理者が発注し、指定管理者がその経費の全額を負担することにより行うことができるものとする。

1,000万円（税込）未満のものは指定管理者が発注し、指定管理者がその経費の全額を負担する。

なお、指定管理者がその全額を負担して更新又は新規購入した備品の所有権は、指定管理者に属するものとし、指定管理期間終了時には原則として市に対し無償で寄附するものとする。

オ 情報システムの運用管理・保守、更新等

指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のために必要な措置はもちろんのこと、災害時等のシステムダウンやネットワーク攻撃に

対しても十分な予防策・対応策を講じた上で、情報システムを適切に運用管理すること。運用管理、保守、新たなシステム導入に必要な経費は全額、指定管理者の負担とする。（ただし、新病院開院時のシステム導入に係る費用負担については、**11.**（3）②のとおりとする）

（3）利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

患者及びその他の来院者の利便性向上のため、売店その他施設、設備を設置、運営すること。

（4）介護保険法に基づく訪問リハビリテーションの提供

体制が整う場合は、現状と同様に実施すること。実施する場合は、指定管理者の自主事業（**6.** 参照）として取り扱う。

（5）前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務

市立病院において必要と認められる業務について、市と協議の上、実施すること。

6. 自主事業

指定管理者は、介護・福祉サービスや在宅医療に関すること等、市立病院の設置目的に整合し、かつ、「**5. 指定管理者が行う業務**」の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。なお、自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。

（1）自主事業実施に当たっての手続き

- ① 指定管理者は、自主事業を実施する場合、市に対して事前に自主事業の内容等を書面で提出し、市の承認を得ること。
- ② 自主事業を行うために市立病院を利用するときは、市に対して目的外使用許可の申請を行うこと。

（2）その他条件等

- ① 市は、指定管理者が自主事業を実施するに当たって、別途実施事業に対しての条件等を定めることができる。
- ② 指定管理者による指定管理期間が終了したとき、市による指定の取消しが行われたとき又は「**5. 指定管理者が行う業務**」の実施の妨げになる等の事情により市が必要と認めたときは、指定管理者は、自主事業を終了し、自主事業に使用しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。

7. 特定提案

医療サービスの更なる向上のため、以下の項目について提案すること。

なお、下記項目以外にも、市立病院における医療サービスの向上や箕面市内・豊能医療圏内における医療貢献に資する内容、箕面市民の健康保持・増進に係る内容についても提案することができる。

【提案を求める項目】

- 基本構想の実現に向けた具体的な方策
- 新病院の病床数（病床機能別）
 - ※新病院の病床数については、大阪府豊能保健医療協議会における地域の合意その他所定の手続きを経て決定されるものである。
 - ※新病院の病床数の上限は400床とする。また、提案できる病床機能は、高度急性期、急性期、回復期のみとする。
- 診療日・診療時間等に関すること（**5.**（1）① イ参照）
- 診療科に関すること（**5.**（1）① ウ参照）
- 医師、看護師等の確保策に関すること（特に大阪大学医学部からの医師派遣に関して、実績及び今後の方針があれば記載すること。）
- 新病院整備に係る資産の取得に対する指定管理者の負担割合（**11.**（3）② 参照）

※「様式 24-1 特定提案書①」、「様式 24-2 特定提案書②」に記載すること。

※特定提案を採用するかどうかは、市と協議の上、協定の締結までに決定する。

8. 指定管理者として遵守すべき事項

（1）法令等の遵守

次に掲げる法令等を遵守すること。

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
- 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- 箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和 56 年条例第 24 号）
- 箕面市情報公開条例（平成 17 年条例第 2 号）
- その他、市立病院の管理運営に適用される法令、通知、要領等

(2) 許認可の取得

市立病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けること。

(3) 環境への配慮

指定管理業務の遂行に当たって地球温暖化防止等、環境に配慮すること。

(4) ユニバーサルデザイン

すべての来院者にとって利用しやすく、安心安全な施設となるよう、配慮すること。現在の市立病院における指定管理期間中は、最低でも現状以上の環境を維持することとし、新病院の整備においては、ユニバーサルデザインの観点から、設計時及び運営開始後にも最大限工夫を凝らすこと。特に、バリアフリー対応も含めた障害者へ合理的配慮をするとともに、外国人患者への配慮として、院内案内や問診表等の多言語表記のほか、多言語医療通訳に係る設備の整備、必要な情報にアクセスできる機器や掲示等の設置、通訳ボランティアによる相談体制の構築をめざすこと。

(5) 帳簿の記帳

指定管理者は、市立病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類について、次年度の4月1日から起算して10年間保存すること。また、これらの書類について市が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

(6) 文書管理及び情報公開

指定管理者は、市立病院の管理運営に係る文書等を適正に管理し、指定期間の終了に際しては、市又は市が指定する者に保管文書等を引き継ぐこと。また、箕面市情報公開条例の趣旨を踏まえ、市立病院の管理運営に関する情報の公開に努めること。なお、市立病院の管理運営に関する文書で、市に提出されたものは市の行政文書として開示請求の対象となる。市が保有していないものについて、箕面市情報公開条例第24条に基づき市が当該情報の提供を求めた場合は速やかにこれに応じること。

(7) 事業計画・収支計画

指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支計画書を市に提出すること。なお、提出されたこれらの資料は、公開するものとする。

(8) 業務報告

- ①毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支報告書、貸借対照表及び損益計算書を提出すること。なお、提出されたこれらの資料は、公開するものとする。
- ②月次の報告等の取扱いは、市と協議の上、決定するものとする。
- ③その他、市の求めに応じて、その都度報告を行うこと。

(9) 個人情報保護及び守秘義務

指定管理者は、市立病院の管理運営を行うに際し、「箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱」（参考資料14参照）に準拠し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、死者に関する情報の取扱いについては、「箕面市死者情報取扱要綱」（参考資料14参照）に準じた対応を行うこと。

また、市立病院の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律に規定される罰則が適用される。

9. 医療事故への対応

医療事故が発生した場合、指定管理者は、適切な措置をとるとともに、速やかに市に報告すること。指定管理者は誠意をもって事故の相手方に対応するものとし、相手方に与えた損害に対しては、指定管理者がその責任を負うものとする。指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に参加するなど、万全な体制を整えること。

10.指定管理業務のリスク分担

指定管理期間中の市及び指定管理者のリスク分担に係る基本的な考え方は次のとおりとし、詳細は協定に定める。

内容		リスク分担	
		市	指定管理者
包括的管理責任		○	
必要な資金の確保			○
物価、金利及び為替レートの変動			○
施設競合及び需要変動			○
法令の変更（税制・診療報酬の改定を除く）		両者協議による	
税制・診療報酬の改定			○
指定管理業務の 中止・中断・遅延	市の責任によるもの	○	
	指定管理者の責任によるもの		○
	市及び指定管理者のいずれの責めにも 帰しがたいもの	両者協議による	
指定管理者の事業放棄・破綻			○
施設、備品等の損傷による 追加支出	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	○	
	管理瑕疵（施設の運営・維持管理上の不備）によるもの		○
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
事故等に伴う損害賠償	医療事故		○
	設置瑕疵（施設の構造上等の不備）によるもの	○	
	管理瑕疵（施設の運営・維持管理上の不備）によるもの		○
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
情報漏えいやそれに伴う 犯罪発生等	管理や警備不備等、指定管理者の責任によるもの		○
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	第三者の悪意等によるもの	両者協議による	
天災等、市及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい不可抗力によるもの		両者協議による	

11.収入・経費等

指定管理業務に関する収入及び経費等は次に掲げるとおりとする。

なお、指定管理者は、指定管理者の行う他の事業と、「**5. 指定管理者が行う業務**」及び「**6. 自主事業**」に係る会計とを区分するとともに、別の口座で管理すること。

(1) 収入

①利用料金

箕面市病院事業の設置等に関する条例第21条第2項各号に規定する利用料金（診療報酬等）

②指定管理料

政策的医療に要する費用として、市から指定管理者へ支払う指定管理料。

指定管理料は、前年度の地方財政計画を参考に算定する、市の一般会計から病院事業会計への繰出金と同額とする。（参考：令和5年度当初予算における市一般会計から病院事業会計への繰出金 332,566千円）

③物品販売等収入

5.（3）に定める利用者に対する物品の販売又はサービスの提供に伴う収入

④自主事業収入

6.に定める自主事業による収入

⑤その他

ア 日常生活上のサービスに係る費用（おむつ代、病衣貸与代等）等、関係通知に基づき保険医療機関等が患者から徴収できる費用

※公的保険給付とは直接関係ない文書の発行に係る費用（診断書等の作成代等）については、あらかじめ市と協議の上、決定すること。

イ その他市立病院の管理運営に付随する収入

(2) 管理経費

① 「**5. 指定管理者が行う業務**」及び「**6. 自主事業**」の実施に必要な経費

② 後述の（3）の経費

③ 法人本部経費等の間接経費

(3) 指定管理者負担金

指定管理者は、次の各号の金額を指定管理者負担金として、市に支払うこと。
なお、指定管理開始日を令和9年4月1日で提案する場合でも、令和8年度に生じる下記②③について、支払いを求める。

- ① 指定管理開始前に市が取得した市立病院の資産(指定管理者が業務に使用しない資産は除く。)に係る毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1を基礎とし、年度協定にて定める額。ただし、指定管理開始から新病院での業務開始前日までの間は除く。
- ② 新病院整備に係る資産の取得に充てるために発行した病院事業債(特別分)に係る毎事業年度の元利償還金^{*}相当額のうち、35%から50%の範囲で指定管理者が提案する負担割合を乗じた額を基礎とし、年度協定にて定める額。
- ③ 新病院整備に係る資産の取得に充てるために発行した②以外の病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金^{*}相当額の2分の1を基礎とし、年度協定にて定める額。
- ④ ②及び③を除き、指定管理開始以降の資産の取得等のうち、1件につき1,000万円(税込)以上のものについて、病院事業債で取得したものについては毎事業年度の元利償還金^{*}相当額2分の1を、病院事業債で取得したもの以外については毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1を基礎とし、年度協定にて定める額。(5.(2)イ～エ参照)

※病院事業債の発行については、大阪府との協議等が必要であり、その償還方法や利率等は現時点で未定であるため、今後、協議調整するものとする。

12.職員の処遇

(1) 就職を希望する職員の受入れ等

市立病院を退職し、指定管理者法人への就職を希望する職員を、特段の事情がない限り全員採用すること。また、採用後は、法令等の定めに基づき最低でも 65 歳までの雇用を確保すること。

(2) 研修等

医師、看護師、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

(3) 子育て支援制度等

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の確保に取り組むこと。また、子育て支援制度として、新病院開院前にあつては、現在の市立病院において保育の実施を継続し（5.（1）②キ 参照）、新病院開院後にあつては、指定管理者の責任において適切に保育を確保すること。

13.応募資格

応募者は次の①～③のすべてを満たさなければならない。

①次のいずれかに該当する法人

- ア 医療法第 31 条に規定する公的医療機関（病院に限る。）の開設者（都道府県、市町村を除く。）
- イ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの
- ウ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- エ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- カ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定により設立された法人のうち、病院の運営を目的とするもの
- キ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条第 2 項に規定する医療法人のうち、病院を開設しているもの

②次のすべてに該当する法人

- ア 豊能二次医療圏内に病院を有し、市立病院と統合する意向のある法人
- イ 市立病院に統合可能な急性期病床 33 床以上を有する法人
- ウ 市立病院に統合可能な回復期病床を確保することができる法人

③次のすべてを満たす法人

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止などの措置を受けていないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員が経営する法人、暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずるもの（それらの利益となる活動を行うもの）でないこと。
- ウ 法人の役員に、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられその執行が終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。
- エ 直近 3 年間の法人税、消費税、地方税（都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税、法人事業税、地方消費税）を滞納していないこと。
- オ 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、又はその取消しの日から 3 年を経過しないものでないこと。
- キ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けていないこと。

④留意事項

市立病院との統合や、統合後の病床機能等については、大阪府豊能保健医療協議会における地域の合意その他所定の手続きを経て決定されるものである。それらの手続きに際し、指定管理者（候補者）は、市の求めに応じて資料の提供や会議への出席等に協力すること。

なお、市立病院との統合により、豊能二次医療圏内において応募者の有する病院を廃止することになるが、それに要する費用について市は一切負担しない。

14.応募手続き等

(1) スケジュール

項目	日程
①募集要項等の配布期間	令和5年4月20日(木)～5月12日(金)
②説明会及び現地見学会申込期間	令和5年4月20日(木)～5月15日(月)
③説明会及び現地見学会	令和5年5月16日(火)
④質問の受付期間	令和5年5月16日(火)～5月29日(月)
⑤質問への回答期限	令和5年6月6日(火)
⑥応募書類の受付期間	令和5年6月7日(水)～6月27日(火)
⑦審査及び審査結果通知	令和5年7月中旬～下旬
⑧指定管理者候補者の選定	令和5年7月下旬
⑨仮契約の締結	令和5年7月下旬～8月上旬
⑩協定の締結	令和5年11月
⑪指定管理者の指定	令和5年12月下旬(市議会による議決要)

(2) 募集要項等の配布

- ①配布期間 令和5年4月20日(木)から5月12日(金)まで
(ただし、土日、祝日は除く)
- ②配布時間 午前9時から午後5時まで
- ③配布場所 箕面市立病院 新市立病院整備室
(リハビリテーションセンター棟2階)
- ④配布書類 ア 募集要項
イ 様式集
ウ 参考資料

※ア、イ(「様式23 収支計画」を除く)は市ホームページからダウンロード可能。

<https://www.city.minoh.lg.jp/hospital/newhospital.html>

※「様式23 収支計画」及びウは上記配布場所にて入手すること。
(CD又はDVDで配布予定)

(3) 説明会及び現地見学会

- ①日時 令和5年5月16日(火)午後2時から午後4時まで(予定)
- ②場所 箕面市立病院 講義室1
(リハビリテーションセンター棟4階)
- ③申込方法 「説明会及び現地見学会参加申込書(様式A)」に必要事項を記入し、令和5年5月15日(月)午後5時までに箕面市立病院 新市立病院整備室へメールで申込(メール以外は受付不可)【宛先:byoinseibi@maple.city.minoh.lg.jp】

※応募しようとする法人は、必ず説明会に参加すること。現地見学会は現在の市立病院内を見学できるものであり、参加は任意とする。

※参加人数は各法人3名までとする。

※参加に係る交通費等は参加者負担とする。

※新型コロナウイルス感染症対策として、当日は不織布マスク又はサージカルマスクを着用すること。また、発熱や咳などの症状がある者は参加しないこと。

※資料の当日配布は行わないため、(2)に基づきあらかじめ入手すること。また、当日、口頭による質問は受け付けないため、質問がある場合は、(4)に基づき提出すること。

(4) 質問の受付及び回答

- ①受付期間 令和5年5月16日(火)から5月29日(月)まで
- ②提出方法 「募集要項等質問書(様式B)」に必要事項を記入し、令和5年5月29日(月)午後5時までに箕面市立病院 新市立病院整備室へメールで提出(メール以外は受付不可)【宛先:byoinseibi@maple.city.minoh.lg.jp】
- ③回答方法 令和5年6月6日(火)までに市ホームページ(<https://www.city.minoh.lg.jp/hospital/newhospital.html>)に掲載予定。ただし、ホームページに掲載することが適当でないと判断した場合は、個別に回答を送付することがある。

(5) 応募書類の受付

- ①受付期間 令和5年6月7日(水)から6月27日(火)まで
(ただし、土日は除く)
- ②受付時間 午前9時から午後5時まで
- ③受付場所 箕面市立病院 新市立病院整備室
(リハビリテーションセンター棟2階)
※受付場所まで持参すること。郵送、メールによる提出は受け付けない。

(6) 応募書類

次の書類の原本1部、副本14部を提出すること。原則として日本産業規格A4版とし、ファイル等に綴じて提出すること。併せて、応募書類の電子データを1部CD又はDVDで提出すること。

また、審査結果通知用の封筒1枚(送付先を明記したもの)、特定記録郵便の切手(244円分)を提出すること。

様式	内容
様式1-1	箕面市立病院指定管理者申込書 以下を添付すること ア 規約、定款、その他これらに準ずる書類 イ 役員名簿 ウ 代表者の印鑑登録証明書 (提出日において発行日から3か月以内のもの) エ 登記事項証明書 (提出日において発行日から3か月以内のもの) オ 法人の事業計画書及び収支予算書(令和5年度分) カ 法人の事業報告書及び収支決算書(令和元年度～令和3年度分) ※経営実績が3か年に満たない法人にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類 キ 法人税、消費税、地方税(都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税、法人事業税、地方消費税)に係る納税証明書(直近3年分)
様式1-2	資格要件申告書
様式2	誓約書
様式3	法人概要
様式4	財務体質(自己資本比率の状況)

様式 5	財務体質（流動比率の状況）
様式 6	財務体質（経常利益の状況）
様式 7	財務体質（過去3か年の決算状況（赤字の有無））
様式 8	財務体質（キャッシュフローの状況）
様式 9	病院の所在地
様式 10	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績
様式 11	法人の同種業務の実績
様式 12	育児・介護の休暇休業制度への取組状況
様式 13	品質マネジメントに関する取組状況
様式 14	品質保証への取組状況
様式 15	配置予定従事者の業務実績
様式 16	適正な履行確保のための研修体制
様式 17	適正な履行確保のための業務体制
様式 18	苦情処理体制
様式 19	災害時等における業務体制
様式 20	人権研修の実施状況
様式 21	個人情報保護に関する取組状況
様式 22	情報セキュリティに関する取組状況
様式 23	収支計画
様式 24-1	特定提案書①
様式 24-2	特定提案書②

(7) 応募に当たっての留意事項

- ① 申込をもって、本要項の記載事項を応募者が承諾したものとみなす。
- ② 申込に必要な経費は、応募者の負担とする。
- ③ 同一の法人が、複数の申込をすることはできない。
- ④ 次の場合は失格とする。この場合に応募者に生じた損害は、応募者が負うものとする。
 - ・ 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
 - ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 選定までの間に箕面市立病院指定管理者評価委員会委員に接触した場合
 - ・ 審査に関し不当な要求等を申し入れた場合
 - ・ 応募者が社会的に非難される事件を起こした場合
 - ・ その他不正行為があった場合
- ⑤ 応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。
- ⑥ 書類審査前に、応募書類の不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

- ⑦応募書類は、錯誤等によるものとして市が認めた場合を除き、差替えや返却は行わない。
- ⑧応募書類の内容に含まれている特許権、意匠権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果により生じた責任は、応募者が負うものとする。
- ⑨事業計画書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、指定管理者候補者の選定等に必要範囲において、市は事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。
- ⑩応募書類は、箕面市情報公開条例に基づき、市として候補者を決定するまでの間は非公開とする。候補者が決定した後は、同条例に定める非開示情報を除いて公開の対象となる。
- ⑪指定管理者の応募のために得た情報について、応募者は他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に取得できる情報については、この限りではない。
- ⑫説明会、現地見学会等の定められた機会を除き、市が個別に対応することはない。
- ⑬申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

15.候補者の選定

(1) 選定方法

箕面市立病院指定管理者評価委員会が応募者から提出された応募書類等について審査し、結果を市長に答申する。市長はその答申を踏まえ、市立病院の設置目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者候補者として選定する。

(2) 選定評価項目

①金額に関する評価

※応募者から提案のある、新病院の病床数及び新病院整備に係る資産の取得に対する指定管理者の負担割合をもとに、新病院整備に係る一般会計から病院事業会計へ繰出額を市が算出し、評価する。

②法人及び施設の管理運営に関する評価

※法人の財務状況や、施設の管理運営体制等を評価する。

③提案内容に関する評価

※事業への理解度や意欲、提案の的確性や実現性等を評価する。

(3) 箕面市立病院指定管理者評価委員会による審査

①実施方法

(2)に基づいて審査を行い、総合的に採点した結果をもとに、候補者の順位を決定する。

※審査は非公開とする。

※応募者が1法人であっても審査を行い、指定管理者としての適否を審査する。

※審査経過及び結果についての疑義、質疑は一切認めない。

②審査内容

ア 書類審査

提出された応募書類を審査する。

イ プレゼンテーション審査

(令和5年7月中旬～下旬予定。土日・夜間の可能性あり。)

○応募者は、提案内容の説明を行い、委員は当該説明に対してヒアリングを行う。

○参加者は、1法人につき4名までとする。

○提案説明の時間は1法人につき20分とする。説明資料を任意様式で作成することは妨げないが、応募書類において提案のない事項を追加することは認めない。

○その他、プレゼンテーション審査の詳細は別途通知する。

(4) 選定結果の通知及び公表等

①選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に通知するとともに市ホームページにおいて公表する。公表内容は、各応募者の名称、評価項目及び配点、審査結果(各応募者の得点)、箕面市立病院指定管理者評価委員会の議事概要等とする。

②選定後の辞退又は取消し

選定結果通知後に、指定管理者候補者が辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

また、選定結果通知後に、**14.**(7)④に記載の失格要件に該当することが判明した場合は、選定結果を取り消すものとする。

指定管理者候補者による辞退又は選定結果の取消しによって市に生じた損害は指定管理者候補者が賠償するものとする。

指定管理者候補者による辞退又は選定結果の取消しがあった場合は、第2位順位者のみを繰り上げ、新たに指定管理者候補者とする。

16.仮契約の締結

指定管理者候補者の選定から基本協定の締結までの間にあつて、新病院の基本計画策定等、市と指定管理者候補者が速やかに取り組むべき事項等について定める仮契約を、令和5年8月上旬までに締結する。仮契約締結後、必要に応じて、市は市立病院内に指定管理者候補者の執務室を確保することとする。

17.協定の締結及び指定管理者の指定

(1) 協定の締結

市と指定管理者候補者は、業務内容等に関する細目事項等について、申込時に提出された応募書類や、プレゼンテーション審査での質疑応答等において明確化した事項について協議の上、令和5年11月までに基本協定を締結する。この基本協定は、市議会の議決後に効力を生ずる。

また、各年度の経費負担等、年度ごとに定めるべき事項については、基本協定とは別に年度協定を締結する。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者は、令和5年第4回（12月）箕面市議会定例会（予定）での議決を経て決定される。議決後、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示する。

18.指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ

指定管理者の指定から指定管理開始までの期間を引継期間とする。引継ぎに要する費用は指定管理者の負担とする。

また、医療の質の継続及び向上を図るため、仮契約の締結後、指定管理開始までの医師、看護師等スタッフの確保に協力すること。

19.箕面市立病院指定管理者評価委員会及び市議会との協議の場(仮称)への協力

指定管理者制度による市立病院の運営状況等を評価するため、「箕面市立病院指定管理者評価委員会」を開催する。また、箕面市議会による指定管理者との協議の場（仮称）も予定されている。

指定管理者は、評価に必要な指標や統計データ等を適切に管理し、提供するとともに、これらの会議に出席し、説明責任を果たすこと。

20.指定の議決後に業務の実施が困難になった場合等における措置

指定管理者の指定の議決後から指定管理開始までの間に、14.(7)④に記載の失格要件に該当することが判明した場合や、資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき等、指定管理者となるのが不可能又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者の指定を取り消すことがある。この場合、指定管理者の損害に対して、市は一切その責任を負わない。また、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

21.指定期間終了前の指定の取消し等

(1) 市による指定の取消し等

市は、箕面市病院事業の設置等に関する条例第20条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じることができる。この場合、指定管理者の損害に対して、市は一切その責任を負わない。また、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。

(2) 不可抗力による指定の取消し等

市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の一部の停止を命じることができるものとする。

(3) 指定期間終了前の指定取消し時の措置

指定管理者は、指定期間終了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、市又は市が指定する者に対し、円滑かつ支障なく市立病院の業務を遂行できるよう、引継等の必要な対応を行うこと。引継ぎに要する費用は指定管理者の負担とする。

22.指定期間終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了に際し、市又は市が指定する者に対し、円滑かつ支障なく市立病院の業務を遂行できるよう、引継等の必要な対応を行うこと。引継ぎに要する費用は指定管理者の負担とする。

23.協議

募集要項に定めのない事項については、市と指定管理者との協議により定める。

24.問い合わせ先

箕面市立病院 新市立病院整備室

〒562-0014 箕面市萱野5丁目7番1号

TEL : 072-728-2171

メール : byoinseibi@maple.city.minoh.lg.jp

参考資料

1. 令和4年度病床機能報告 報告様式1（基本票、施設票、病棟票）
2. 予算書（令和5年度分）
3. 決算書（令和元年度～令和3年度分）
4. 施設基準一覧
5. 行政財産使用許可一覧
6. 主要医療機器一覧
7. 医療情報システム一覧
8. 施設・設備概要
9. 委託・賃貸借契約一覧
10. 実習生受入一覧
11. 協力病院として契約している施設一覧
12. 診療料金一覧
13. 医療保健センター検査業務委託契約書
14. 関係条例等
15. 職員数
16. 施設図面
17. 新病院移転予定地図面
18. 箕面市新市立病院整備基本構想